（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条の二　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第二十五条の三において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（議事録）

第二十八条　総会又は法第五十二条第五項（法第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の会議（第一号において「総会等」という。）の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席した組合員又はその会議の組織員のうち二人以上の者とともにこれに記名しなければならない。

一　開会の日時及び場所（総会等の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員若しくは組合員等又はその会議の組織員が総会等に出席した場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（総会等の場所を定めなかつた場合に限る。）

二～五　（略）

（組合員の資格得喪の通知）

第三十三条　法第四十四条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

一～三　（略）

2～4　（略）

5　法第四十四条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によつてしなければならない。

一～三　（略）

6　（略）

第三十八条の二　（略）

（削る。）

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条の二　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

イ・ロ　（略）

（新設）

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十五条の三において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（議事録）

第二十八条　総会又は法第五十二条第五項（法第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席した組合員又はその会議の組織員のうち二人以上の者とともにこれに記名しなければならない。

一　開会の日時及び場所

二～五　（略）

（組合員の資格得喪の通知）

第三十三条　法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

一～三　（略）

2～4　（略）

5　法第四十三条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によつてしなければならない。

一～三　（略）

6　（略）

第三十八条の二　（略）

2　令第四十八条の二に規定する要件に適合する事業として開始された土地改良事業につき、当該土地改良事業の計画変更後においても、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業（同条第一号に規定する管理事業をいう。以下この項及び第六十七条の六において同じ。）に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められる場合の法第四十八条第三項の農林水産省令で定める重要な部分は、前項の規定にかかわらず、当該土地改良事業の計画変更により、管理事業に係る土地改良事業計画の事項のうち次条に規定するものの変更を要する事項とする。

一　当該土地改良事業に要する費用

二　当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用